

私人委託制度と指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）の特長の比較

私人委託制度と指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）の特長の比較

	私人委託制度	指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）
取り扱うことができる歳入	○ 徴収・収納を委託することができる歳入は、法令上の根拠がある歳入に限られる。	○ 取り扱うことができる歳入に制限はない。 ※ 指定納付受託者制度においては、加えて歳入歳出外現金も対象とされている。
利用できる決済サービスと担保措置	○ 制度上、電子マネー等を利用した納付を想定しておらず、地方公共団体へ納付するまでの間の事故等に係るリスクに備えた担保措置がない。	○ 公金を支払う側の委託を受けてその納付を行うことから、地方公共団体を代位する立場としての制限を受けることなく、指定代理納付者（指定納付受託者）が提供する決済サービスにより柔軟な収納を行うことができる。 ○ 地方税及び分担金等について、指定納付受託者が指定する日までに完納しないときは、保証人に関する徴収の例により指定納付受託者に対して滞納処分を行うことができる。
納付の効果	○ 地方公共団体を代位する立場として徴収・収納を行うので、受託者が納付を受け取った時点で地方公共団体に納付があったものとされる。	○ 指定代理納付者（指定納付受託者）から地方公共団体へ納付があった際に、指定代理納付者（指定納付受託者）への納付の委託があった時点に遡及して納付の効果を及ぼすこととされていることから、納税証明書等の領収を証明する証書の即時に発行することができない。 (利用者から納付の委託を受けた場合には、当該歳入等を納付しようとする者に、当該委託を受けたことを証する書面を交付することができる。)